

豊橋市生態系ネットワークづくり懇話会設置要綱

(設置)

第1条 人類にとっての生存基盤でもある生物多様性の確保及び全市的な生態系のネットワークづくりに向けた施策の効率的な推進を図るため、豊橋市生態系ネットワークづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事業について必要に応じ協議し、助言を行う。

- (1) 全市的な生態系のネットワークづくりに向けての事業
- (2) 市が実施する、生態系の保護や復元のための事業
- (3) 市が実施する、生態系に影響を及ぼす恐れのある事業
- (4) その他、協議の対象とすることが必要と認められる事業

(組織)

第3条 懇話会の委員は、自然保護に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及びオブザーバー)

第4条 懇話会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 懇話会を円滑に運営するため、必要に応じ関係する課の職員にオブザーバーとして参加を求めることができる。

(会議)

第5条 懇話会は、座長が招集する。

2 座長は、懇話会を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、環境部環境保全課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。